

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市本田字山ノ腰三八六六番 一地先まで</p>	<p>深谷市本田字山ノ腰三八六四 番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・一七〇 一二・二六〇</p>	<p>九・一五〇 九・三二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事</p>		<p>備考</p>